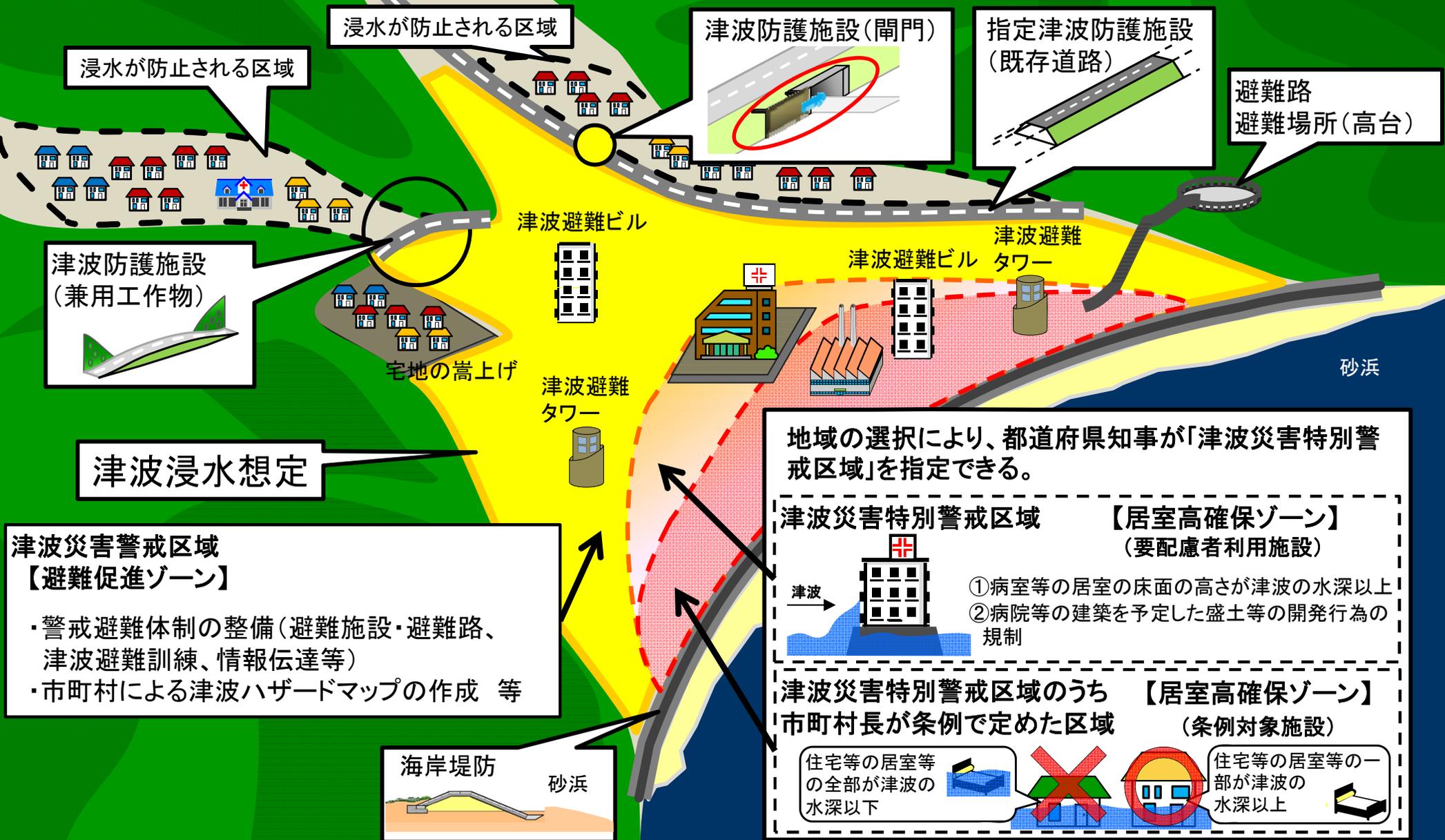


いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ

津波災害に対しては、東日本大震災の様な大規模な津波災害が発生した場合でも、なんとかして人命を守るという考え方にに基づき、ハード・ソフト施策の適切な組み合わせにより、減災のための施策を実施



地域の選択により、都道府県知事が「津波災害特別警戒区域」を指定できる。

津波災害特別警戒区域 【居室高確保ゾーン】 (要配慮者利用施設)

①病室等の居室の床面の高さが津波の水深以上
②病院等の建築を予定した盛土等の開発行為の規制

津波災害特別警戒区域のうち市町村長が条例で定めた区域 【居室高確保ゾーン】 (条例対象施設)

住宅等の居室等の全部が津波の水深以下
住宅等の居室等の一部が津波の水深以上